

札幌医科大学保健医療学部学生担当教員規程（平成19年4月1日規程第112号）

（設置）

第1条 札幌医科大学の保健医療学部学生に対する学習と学生生活に関する業務の企画、調整及び運営を行うため、学生担当教員を置く。

（選任）

第2条 学生担当教員は、保健医療学部の教授又は准教授のうちから、学長が命ずる。

2 学生担当教員は、原則として、学科ごとに1名とする。

（任期等）

第3条 学生担当教員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、当該教員が欠けた場合における補欠の教員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 学生担当教員は、任期満了後においても、その任期中に実施した定期試験に係る事務を処理するものとする。

（副学生担当教員）

第4条 学生担当教員の業務を補佐するため、副学生担当教員を置く。

2 副学生担当教員は、保健医療学部の助教以上の職にある教員の中から学長が命じ、その任期は、補佐する学生担当教員と同じ期間とする。

3 副学生担当教員は、原則として、看護学科においては学年ごとに2名、理学療法学科及び作業療法学科においては学年ごとに1名とする。

4 副学生担当教員は、学生担当教員と連携し、担当学生に対して適宜面談を実施するなど必要な情報を収集し、学習及び学生生活に関して個別状況に応じた指導・助言等を行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。